

## 常勤役員（常務理事）候補者の公募について

一般財団法人九州産業技術センターの常勤役員が、平成29年6月の評議員会にて退任するに伴い、常勤役員（常務理事）候補者を公募します。

### 1. 財団の業務概要

本財団は、九州地域において、産業技術の普及啓発等に関する諸事業を総合かつ効率的に推進することにより、九州地域における産業技術の振興を図り、もって我が国経済の健全な発展に寄与することを目的に活動している。

（主な事業内容）

- （1） 産業技術に関する情報の収集及び提供
- （2） 九州地域新産業戦略等に基づくイノベーション創出事業
- （3） 新産業分野に進出する企業を支援する事業
- （4） 研究開発中の中小企業におけるビジネスマッチングによる支援事業
- （5） 海外事業展開プロジェクトを支援する事業
- （6） 中小企業の研究開発段階から事業化ステージまで含めて支援する事業
- （7） 産業支援関係機関・団体等との連絡及び協力

なお、詳細な事業内容等については、本財団のホームページをご覧ください。

### 2. 公募内容

常務理事（業務執行理事）候補者 1名

### 3. 職務内容

会長及び専務理事を補佐し、本財団の行う事業全般の執行について、指導・調整するとともに、その責任を負う。

### 4. 必要な資格、経験

- 就任の時点において満65歳未満であること。
- 技術開発に関する公的助成制度について経験又は知識があり、かつリーダーシップを発揮してきた経験を有すること。
- 産業支援分野に係る人材と広く交流した経験を有するとともに、円滑な渉外交渉や業務調整の遂行を図ることのできる十分な経験や能力を有していること。
- 総合的・効率的な財団運営等の企画力、実行力、マネジメント能力を有し、本財団の経営・運営改革に積極的に取り組む意欲を有していること。
- 国または地方公共団体等の予算に精通していること。

## 5. 勤務条件

- (1) 勤務形態  
常勤
- (2) 勤務地  
一般財団法人 九州産業技術センター内  
福岡市博多区博多駅東二丁目13番24号
- (3) 報酬  
年収 900万円程度(税込)、通勤手当等
- (4) 任期  
平成29年度定時評議員会後の就任日から平成30年度定時評議員会の日まで  
※本来の任期は2年間ですが、今回は、現任理事の残任期間となります。

## 6. 応募方法

- (1) 応募受付期間  
平成29年4月24日(月) ～ 5月12日(金) 必着
- (2) 応募書類  
次の書類を簡易書留により郵送または持参すること。
  - ① 履歴書 (←こちらよりダウンロードしてください。)
    - ・学歴は、義務教育終了時から年代順に記入すること。
    - ・職歴は、民間企業や国、地方公共団体等の経営、運営に係る職歴、その他の職歴を記入することとし、企業名又は団体名、役職名、及び職務内容を記入すること。
    - ・氏名を自署の上、押印すること。
    - ・3か月以内に撮影した上半身正面の写真(縦4cm×横3cm)を添付すること。
    - ・連絡用の携帯電話番号も記入すること。
  - ② 自己アピール文書(A4版 40行×40文字で、1～2枚程度)
    - ・公募ポストの職務内容及び必要な資格、経験等を踏まえ、自らがこのポストに適任であること。
    - ・自らの経験・知識をどのように活かし、理事として本財団にいかなる貢献をなしうるかについて簡潔にまとめること。
- (3) 応募書類の提出先  
〒812-0013  
福岡市博多区博多駅東二丁目13番24号  
一般財団法人 九州産業技術センター 総務部 宛  
(封書に「九州産業技術センター常務理事応募書類」と朱書きすること)
- (4) 応募の問い合わせ  
総務部 (徳永、田中) 電話 092-411-7391 F A X 092-472-6609

(5) その他

- ・応募書類は返却しない。
- ・応募にかかる費用は、全額応募者負担とする。
- ・応募された応募書類に記載されている個人情報、本応募の選考のみに使用し、他の目的に使用することはありません。

**7. 選考方法**

(1) 一次選考 (書類審査)

一次選考結果は、応募者全員にお知らせします。

(2) 二次選考 (面接)

二次選考結果は、二次選考対象者にお知らせします。

(3) 最終選考者を、定時評議員会に推薦して、理事に選任された場合は、理事会にて常務理事に選定される予定。

**8. 欠格事項等**

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第177条で準用する第65条第1項第3号及び4号、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第6条第1号ロからニまでに規定するすべての欠格事項に該当しないこと。